

全 国 市 長 会 決 議

令 和 4 年 6 月 1 日
第 92 回全国市長会議決定

目 次

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議…………… 1

ポストコロナを見据えた
地域経済・雇用対策の充実に関する決議…………… 4

東日本大震災からの復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議…………… 6

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議…………… 10

デジタル社会における新たな地方創生の実現に関する決議…………… 14

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議…………… 16

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症について、国は、令和4年3月21日、「まん延防止等重点措置」を全面解除し、感染の再拡大を防ぎながら、コロナ禍からの経済社会活動を回復させるための総合的な対策に取り組んでいる。

一方、5月の連休明け以降、新規感染者数の増加について予断を許さない状況にあるなど、未だに感染収束の見通しが立たず、長期にわたり経済社会活動をはじめ、国民生活全般に大きな影響を及ぼしている。

我々都市自治体としても、発症予防及び重症化予防に資する新型コロナワクチン接種の促進や基本的な感染対策の徹底を周知するなど、住民の暮らしと健康を守るため、全力で取り組む所存である。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) 4回目接種について

1) 新型コロナワクチンの4回目接種について、これまでと目的や接種間隔、接種対象が異なることの説明が不十分なことから、国民に不安をもたらしている。

よって、国として、4回目接種の目的や有効性・安全性等について、国民や都市自治体が理解できるよう、十分に周知・広報を行うこと。

2) 4回目接種に必要なワクチンについて、都市自治体が希望するワクチンを早期かつ確実に配分すること。

特に、国民はファイザー社ワクチンによる接種を希望している一方で、ファイザー社ワクチンの供給が見合っていないことから、国において必要な対策を講じること。

3) 医療従事者及び介護施設従事者が重症化することや、医療機関や介護施設においてクラスターが発生した際、社会生活に大きな影響を与えかねないので、医療従事者及び介護施設従事者を対象に加えることを検討すること。

(2) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するために必要な財政支援等を継続すること。

(3) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等の必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若年層への更なる接種勧奨を行うこと。

特に、12歳未満の小児への接種については、接種に係る判断をするに当たって必要な情報を具体的かつわかりやすく発信すること。

また、接種を選択しなかった者が不当な取扱いを受けることがないように、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

(4) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

(5) 数次にわたる新型コロナワクチン接種事業において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが接種毎に異なることにより、都市自治体に混乱が生じていることを踏まえ、今後のワクチン接種事業の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

なお、接種事業を継続する場合には、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示するとともに、都市自治体に財政負担が生じないように、引き続き全額国費による財政措置を講じること。

また、初回接種・追加接種の経験を踏まえ、効率的な接種体制が構築できるよう、事務の簡素化を図るなど、必要な措置を講じること。

2. 感染症対策の改善について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法や新型インフルエンザ等対策政府行動計画等における課題を十分に検証したうえで、感染症対策における都市自治体が担う役割の明確化も含め、必要な制度の見直しを行うこと。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新興感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

(2) 新型コロナワクチン接種については、国からの指示や情報提供が遅いことに加え、国の方針が二転三転することにより、現場に様々な混乱が生じた。

このため、国は、感染症対策に係る政策について、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

3. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

(1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者

の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や一般診療の縮小、風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を拡充すること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、都市自治体を実施する検査に要する経費等について、財政措置を拡充すること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

- (6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を拡充するとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を拡充すること。

- (7) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会

ポストコロナを見据えた 地域経済・雇用対策の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化しているなか、ウクライナ情勢等による世界的な物流の混乱などにより、原油や原材料、食料価格が高騰するなど、中小企業・小規模事業者や農林漁業者はもとより市民生活にも大きな影響を及ぼしており、地域経済、雇用環境は依然として厳しい状況にある。

このような中、国においては、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、原油価格高騰対策や中小企業対策等など総合的な方策をとりまとめ、当面の支援策が示されたが、その確実な実施を図るとともに、ポストコロナを見据え、地域経済の発展と安定した雇用の確保等のためには、中長期的視野をもった継続的な取組が必要である。

ついては、国は、長期化する地域経済等への影響を十分に踏まえ、下記事項について、機動的、弾力的な支援を講じられたい。

（事業者支援の充実）

コロナ禍からの経済社会活動の回復に向けて、引き続き、事業者に対する財政支援や金融支援をはじめとする各種支援策により地域経済への影響に迅速に対応できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。

また、事業経営に対する影響は広範囲かつ甚大であり、経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

（観光の活性化支援）

国内・国外からの旅行者による観光の復活に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための水際対策を含めた今後の具体的な対策や工程を示すとともに、ポストコロナを見据えて、安全・安心な受入環境の整備等に積極的に取り組めるよう、十分な財源を確保すること。

また、観光需要が回復するまでの間の消費喚起対策についても、感染状況を見極めて再開するなど必要な措置を講じること。

（地域公共交通機関への支援）

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

（地域経済活動を支える安全・安心の社会基盤づくり）

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

（雇用対策）

地域経済が回復するまでの間、雇用調整助成金等の特例措置の期間について柔軟に対応するとともに、企業に対して新卒者の内定取消しや非正規労働者の雇止めを行わない等雇用の維持を働きかけること。

（新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方財源の確保）

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 11 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」において、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、国は、令和 3 年 4 月 13 日、汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」を 2 年程度の準備期間を経て、海洋放出により処分する方針を決定したが、今後、処理水が海洋放出されれば、水産業等への風評被害の発生は必至であり、甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、第 2 期復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

2. 復興のための公共施設等の整備促進について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の

復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

- (2) 沿岸各地の重要港湾について、様々なニーズに応じた整備、機能強化を図りつつ、喫緊の課題である港内の静穏性向上、岸壁の耐震性強化について財政措置を講じること。
- (3) 仮設住宅等としての利用を終えた公園及び広場の機能復旧に必要な整備費用に対し、財政措置を講じること。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

- (2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。
- (3) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- (4) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- (5) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。
- (6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

また、ALPS処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。あわせて、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進め、放射性物質の測定にかかる費用については、令和4年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- (7) ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評被害を発生させないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態

に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応し、早急に具体的な賠償の枠組みを示すこと。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

さらに、農林水産業、観光業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うとともに、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応し、具体的な手法を明示すること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等により福島県の現状把握を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(8) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合には、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

特に、住民が慰謝料等を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会において、確定した判決の内容について、具体的な分析を行い、混乱や不公平を生じさせないよう「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

(9) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(10) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(11) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

4. 原子力災害からの復興・再生について

(1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

(2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る

正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

(4) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に推進すること。

(5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化を図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。

(6) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むとともに、適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。近年においても、前線や台風による風水害が頻発しており、昨年7月の熱海市で発生した土石流災害や九州北部地方を中心に浸水などの多くの被害をもたらした8月の大雨など、大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されている。また、昨年12月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について科学的に想定し得る最大規模の地震を対象とした被害想定が公表され、本年も3月16日に福島県沖を震源とする地震が発生するなど、今後も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大により、避難所の確保や、感染症対策に配慮した運営も課題となっている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。また、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、昨年5月に災害対策基本法が改正されている。

さらに、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- (4) 盛土による災害防止のため、全国統一の安全基準を設け、規制の強化を含めた法制度の整備に加え、制度の実効性が確保されるよう、関係省庁が連携して、地方自治体の取組に対する支援や事業者への普及啓発などに取り組むこと。
- (5) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

- (6) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法の改正後の避難指示について、国民への十分な周知による理解を図るとともに、住民が適切な避難行動がとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定にあたっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、引き続き、積極的に支援すること。
- (2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。
- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、

国は、TEC－FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和5年度以降も継続的に図ること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会

デジタル社会における新たな地方創生の実現に関する決議

新型コロナウイルス感染症により、我が国の国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識された。

また、地域経済の低迷や、デジタル・トランスフォーメーションの進展、テレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、経済・社会に構造的な変化が生じている。

このような中、国においては、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げている。

こうした変化を踏まえ、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すことが必要である。

同構想を推進力として、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を図り、従来からの地方創生の取組についても一層強力に推進することが重要である。

（新たな地方創生の実現）

それぞれの地域がその活力を十分発揮し、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことができるよう、国においては、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を明確に示すこと。

また、新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の拡充、地方移住の推進など、地方へのひとやしごとの流れを作り出す施策を強力に推進すること。

（デジタル化の推進）

A I 等のデジタル技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、これらを活用したイノベーションの社会実装に向けた支援を充実すること。

あわせて、S o c i e t y 5.0 の実現を支える5 G ・ 光ファイバ等のI C T インフラ整備については全国への速やかな展開を推進すること。

行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保については、一般職と専門職双方において、都市自治体における具体的な取組がより進むよう、さらなる支援を行うこと。

また、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のため、国において、国民の利便性を高める取組を推進するとともに、国民に対する広報を一層充実すること。

さらに、基幹業務システムの統一・標準化について、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細かなフォローアップを行うとともに、必要な財政支援を確実に行うこと。

加えて、個人情報の利活用については、改正個人情報保護法の施行に当たり、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

（デジタル化の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実）

自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充すること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして十分な地方財源を確保すること。

地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図るとともに、デジタル田園都市国家構想推進交付金についても、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を支援するため、継続的・恒久的に確保すること。

また、令和4年度までの措置となっている地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（孤独・孤立対策の推進）

コロナ禍において深刻化している孤独・孤立対策については、孤独・孤立対策推進会議において決定された「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

新型コロナウイルス感染症の長期にわたる感染拡大に伴い、地域経済が疲弊している中、ウクライナ情勢等による世界的な物流の混乱や為替の変動が生じており、物価が高騰するなど、我が国経済のみならず、住民生活にも多大な影響を及ぼしている。

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

このような状況の下、地方が責任を持って感染症の拡大防止を図り、コロナ禍からの地域経済の回復を確実なものとするためには、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供する必要がある、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方財源の確保）

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

（地方一般財源総額の確保）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置に続き、令和4年度においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたが、負担の公平性等にかんがみ、令和5年度においては、確実に負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

（軽自動車税等の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代

わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

（地方分権改革の推進）

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会